



②成果の庁内周知、表彰による職員のモチベーション向上

- 庁内掲示板・広報紙**で全庁に提案の成果を周知
- 実現した提案を行った職員を幹部会議で**市長が表彰**し、
庁内広報紙でも紹介
- 庁内広報紙は、職員の関心を引くよう、遊び心を前面に押し出して作成



市長(写真右)が職員(写真左)を表彰



提案の成果を周知する庁内広報紙

取組の成果

注目

取組の実績として、平成27年は17件(うち、5件が本提案へ)、平成28年は11件(うち、4件が本提案へ)の提案が集まった。

平成26年以降、豊田市は**3年連続**で提案しており、市区町村からの提案数に占める割合は高い。なお、第6次地方分権一括法では、改正された法律15本のうち**2本**が豊田市からの提案によるものとなっている。

過去3年における豊田市の提案実績

	①提案総数	②市区町村の提案数	③豊田市の提案数	④ ③のうち提案実現数
H26	953	125	6 (4.8%)	1
H27	334	82	5 (6.1%)	4
H28	303	100	4 (4.0%)	2

※()内は全市区町村の提案数のうち、豊田市の提案数が占める割合

MESSAGE



豊田市 経営戦略室 主査 社本 学

提案募集制度は、地方自治の現場で働く地方公共団体職員が、業務から生まれるアイデアを直接国に届け、場合によっては法や制度の改正まで実現できる、魅力的な制度だと思います。

また、提案のために自らが関わる業務の制度・法律がどうなっているのか、どんな意図があるのか、本当に時代や住民ニーズに合っているのかを深く考え、議論することを通して、職員自身の成長にもつながっています。

そのため豊田市では、提案募集制度を地方分権改革だけでなく、チャレンジを大事にする風土づくりや人材育成のツールにとらえ、積極的に活用しています。

このような取組を通して、地方分権・地方創生の時代にふさわしい地方公共団体職員・組織づくり、そして地方分権改革の推進に貢献できればと思っています。

III 提案を具体的に考えたい

3. 提案募集方式に関するFAQ(よくあるご質問)

事前相談の段階において、地方公共団体から良く聞かれる項目についてQ&A方式により解説したものです。

Q 1 提案の主体について教えてください。

A 地方公共団体(都道府県及び市町村(特別区を含む))に加えて、**各種の組織も提案の主体となり得ます。**

地方公共団体を 構成員とする組織	対象	主体となります。 市長会や県町村会といった県内の組織をはじめとして、「〇〇地方市長会」のような県域を越える組織や、「〇〇問題協議会」のような任意の組織も含みます。周知については、幹事団体等から行ってください。
議会や、 都道府県単位の議長会	×	主体となりません。 提案の主体は、いわゆる地方6団体のほか、地方公共団体及び地方公共団体を構成員とする組織であるため、調整の上、これらの意見として提案してください。

Q 2 共同提案団体は、提案団体と扱いが異なるのでしょうか。

A 共同提案団体とは、提案団体と同様の支障事例が生じている又は同様の制度改正の必要性を認め、提案の趣旨に賛同のうえ参画するものであり、**提案団体との違いは無く、団体名や支障事例は公表**されます。
また、各府省の回答に対する見解を提出できます。

Q 3 過去に「対応不可」になった案件(対応方針に記載されなかった提案)でも再度提案ができますか。

A その後の状況変化や**新たな支障事例があるもの**については、**対象** 検討対象となります。

前回の経緯をよく確認する必要があるため、
早めの事前相談をお願いします。

ONE point アドバイス